

美濃加茂市告示第17号

騒音に係る基準等について

平成24年4月1日

美濃加茂市長職務代理者

美濃加茂市副市長 海老 和 允

当市における騒音に係る基準等を次のように定める。

(環境基準の地域類型)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める地域の類型ごとに当てはめる地域を次のように定める。

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が次条の表で定める第1種区域である地域及び区域区分が次条の表で定める第2種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が次条の表で定める第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が次条の表で定める第3種区域及び第4種区域である地域

備考 都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。ただし、住居等が隣接しており生活環境を保全する必要があると市長が認める場合はこの限りではない。

(騒音の規制地域)

第2条 騒音規制法第2条第2項に規定する特定工場等において発生する騒音及び同条第3項に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を、同法第3条第1項の規定に基づき次のとおり定める。

区域区分	地域
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域又は第2種住居地域の定めのある地域若しくは同号の用途地域の指定のない地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の定めのある地域

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第3条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後1時まで)	夜間 (午後11時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(区域の区分)

第4条 前条に規定する区域区分ごとの規制基準を適用する区域は、

第2条の表に掲げる区域区分及び地域とする。

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定)

第5条 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域は、区域区分が第2条の表で定める第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域並びに第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から概ね80メートル以内の地域とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(指定地域内における自動車騒音の限度を定める区域の区分)

第6条 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)の別表備考の規定によるa区域、b区域及びc区域は、次のとおりとする。

区域	該当地域
a 区域	1 第1種騒音規制区域である地域 2 第2種騒音規制区域である地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	第2種騒音規制区域である地域(a区域である地域を除く。)

c 区域	第 3 種騒音規制区域又は第 4 種騒音規制区域である地域
------	-------------------------------

備考 この表において「第 1 種騒音規制区域」、「第 2 種騒音規制区域」、「第 3 種騒音規制区域」及び「第 4 種騒音規制区域」とは、それぞれ、第 2 条の表で定める第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。